

仕 様 書

業務委託名：船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託

業務実施場所：市の指定する場所

業務実施期間：契約締結日～令和4年3月31日

1. 業務の目的

市内の店舗において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を実施することにより、消費を喚起し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている市内事業者の経営を支援するとともに、キャッシュレス決済を普及させ、非接触型の「新しい生活様式」への対応促進を図る。

2. 事業概要

(1) キャンペーンの内容

ポイント還元率	決済金額の20%
ポイント付与上限額	3,000円/回、15,000円/期間 ※ キャンペーンの対象とするキャッシュレス決済サービス（以下、「対象キャッシュレス」という。）が複数となる場合は、各サービス合計で15,000円/期間とする（例：対象キャッシュレスが3つの場合は、各5,000円/期間）。
対象店舗	対象キャッシュレスを導入している市内所在の実店舗 ※ 企業規模・業種は問わないが、公序良俗及び事業目的の観点から、市が適当できないと認める店舗は除外できるものとする。
ポイント付与対象者	対象店舗において対象キャッシュレスで決済した消費者（在住要件は問わない）
実施期間	令和3年12月1日～令和3年12月31日

(2) スケジュール（予定）

令和3年10月末日まで	業務委託契約締結
〃 11月中	キャンペーン実施準備（店頭用啓発物の作成及び対象店舗への送付、事業者向け説明会の開催、市民向け周知）
〃 12月中	キャンペーン実施
令和4年 1月末日まで	実績報告書提出
〃 2月下旬	委託料支払い（一括払）

※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況等により、変更となる場合がある。

3. 業務内容

(1) ポイントの付与

ポイント付与対象者に対し、対象キャッシュレスで決済した金額に所定のポイント還元率を乗じた金額相当のポイントを付与すること。なお、ポイント付与のタイミングは、決済日の属する月の翌月末日までとする。

(2) 市内店舗及び市民向け説明会の開催

市内店舗の対象キャッシュレス導入促進を図るため、サービス内容等を案内する説明会を開催すること。また高齢者などキャッシュレス決済を使い慣れていない市民を対象として、対象キャッシュレスの使い方等を案内する説明会を開催すること。

なお、説明会の開催日程は下表のとおりとし、同日同会場で時間を分けて、市民向け・店舗向け説明会を開催するものとする。また、会場手配は市が行い、受託者に会場代の負担は求めない。

開催日	会場
令和3年11月11日(木)	船橋市東部公民館
〃 15日(月)	船橋市高根台公民館
〃 16日(火)	船橋市西部公民館
〃 19日(金)	船橋市北部公民館
〃 22日(月)	船橋市中央公民館

※ 各会場とも開催時間帯は13時～17時の間とし、定員は50名程度とする。

※ 衆議院議員選挙の日程により、中止・変更となる場合がある。

(3) 対象店舗店頭掲示用のキャンペーンPRツール作成及び送付

対象店舗がキャンペーン実施期間中に店頭等に掲示するためのキャンペーンPRツールを作成し、全対象店舗に送付すること。また対象店舗の一覧(店舗名、所在地、業種)のデータをエクセル形式にて市に提供すること。

ツールの種別及び数量は、次に掲げるものを基本とするが、市が同等のPR効果があると認める場合については、変更可能とする。

ポスター	1枚
3つ折チラシ	50枚
チラシストッカー	1個

またツールの作成にあたっては、次に掲げる点に留意すること。

- 消費者が、船橋市が実施するキャンペーンであることがわかりやすいデザインであること。
- 作成前に市の校正を受けること。

(4) キャンペーンのプロモーション

受託者のホームページやアプリケーション等でキャンペーンのプロモーションを行うこと。テレビCMや新聞広告など出稿料が発生する媒体でのプロモーションを実施する必要は無いが、受託者の経費負担で実施することは差し支えない。

なお、市では広報ふなばし及びホームページで市民への周知を図るほか、船橋商工会議所や市内商店会ほか関係経済団体を通じて、市内事業者への周知を図る。

(5) キャンペーンに関する問い合わせ対応

市内店舗及び消費者からキャンペーンに関する問い合わせにコールセンターで対応できる体制を整えること。なお、コールセンターはキャンペーン専用のものである必要はない。

(6) キャンペーンの効果分析

キャンペーン終了後に、キャンペーンの実施効果の分析し、市に報告すること。報告には、次に掲げる事項を含めることを必須とする。

- ポイント付与総額及び事務経費等を含めた事業費総額
- 対象キャッシュレス導入店舗数の増加数
- キャンペーンの実施中と実施前を比較した対象キャッシュレスの決済額、決済単価、利用者数

4. 2回目のキャンペーンについて

12月実施のキャンペーンの利用状況から、予算に残余が生じる見込みの場合は、2回目のキャンペーンを実施する可能性があるものとし、受託者は次に掲げるスケジュール（予定）に対応するものとする（スケジュールは変更となる可能性があるが、2回目のキャンペーンは2月末日までに終了し、令和3年度末までに実績報告書を提出することを必須とする）。

なお、ポイント還元率等のキャンペーンの内容は12月実施時から変更となる可能性があり、実施する場合は、受託者と協議の上、別途業務委託契約を締結するものとする。

令和3年12月中旬	12月実施のキャンペーンの見込ポイント付与総額を市に報告し、2回目のキャンペーンの実施可否及び実施する場合のキャンペーンの内容について協議 ※ 以降の日程は、2回目のキャンペーンを実施する場合のもの
〃 12月末日まで	業務委託契約締結
令和4年 1月中	キャンペーン実施準備（店頭用啓発物の作成及び対象店舗への送付、事業者向け説明会の開催、市民向け周知）
〃 2月中	キャンペーン実施
〃 3月末日まで	実績報告書提出
〃 4月下旬	委託料支払い（一括払）

5. 注意事項

- 受託者は、キャンペーンの進捗状況その他必要事項について定期的に報告するものとする。
- キャンペーンのプロモーションに使用する制作物の著作権は、相手方から提供を受けた素材に関する著作権を除き、その制作物の制作を行った当事者に帰属するものとする。ただし、当該制作物につき、著作権者の事前の書面による承諾を得た場合、その承諾の範囲に限り使用することができるものとする。
- 受託者は、本業務の履行にあたり、知り得た発注者の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「船橋市個人情報保護条例」及び「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」等に基づき適正に管理し、契約期間中はもとより、契約期間後においても第三者に漏えいしてはならない。
- 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、市と受託者との双方の協議により決定することとする。

6. 支払期日及び方法

- 受託者は、本業務の完了後に、業務完了報告書を提出するとともに、業務の完了検査後は速やかに、請求書を提出しなければならない。
- 市は、業務完了検査後、請求書受理日から 30 日以内に委託料を一括にて支払うものとする。